

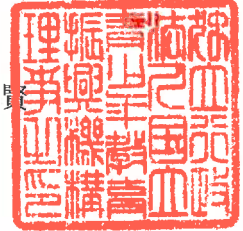
入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月12日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

契約責任者 理事 伊藤 賢



1 工事概要

- (1) 工 事 名 国立青少年教育振興機構
国立那須甲子青少年自然の家 非常用発電設備改修工事
- (2) 工事場所 福島県西白河郡西郷村大字真船字村火6-1
(国立那須甲子青少年自然の家構内)
- (3) 工事概要 非常用発電設備改修 一式
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を紙入札方式により行う。
- (6) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（平成18年4月1日 独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-4号）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした電気工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級がA、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した高圧受変電設備（低圧部分のみの工事を除く）若しくは非常用発電設備の新設又は更新を含む電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「こ

れと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② ~~平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)~~

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照。))。

(9) 近畿・北陸・東海・関東・甲信越、東北、北海道地方に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照。))。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

担当部署名 財務部施設管理課

電話番号 03-6407-7675 E-mail: honbu-sisetu@niye.go.jp

FAX 番号 03-6407-7662

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年6月12日(木)から令和7年7月2日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。))。

上記(1)において交付する。

入札説明書の交付にあたっては無料とする。またメールでも請求できるものとする。

なお、当機構ホームページにおいても、ダウンロードできる。

(<https://www.niye.go.jp/about/bid.html>)

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和5年6月12日(木)から令和7年7月2日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を

除く毎日の１０時００分から１７時００分まで（１２時００分から１３時００分までを除く。）。

の確認を受けていなければならない。

(9) 手続における交渉の有無 無

(10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(11) 詳細は入札説明書による。

(12) 当機構と一定の関係を有する法人の情報公開について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするため、所要の情報提供及び公表については同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問のほか、役職名を問わず経営や業務運営について影響力を与え得ると認められる者として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ ただし、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費、燃料費及び通信費の支出に係る契約は対象外

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)